

これまでの議論を踏まえて更に検討を 要する事項について

(論点1 訪問サービスの機能強化)

② 登録定員の見直し

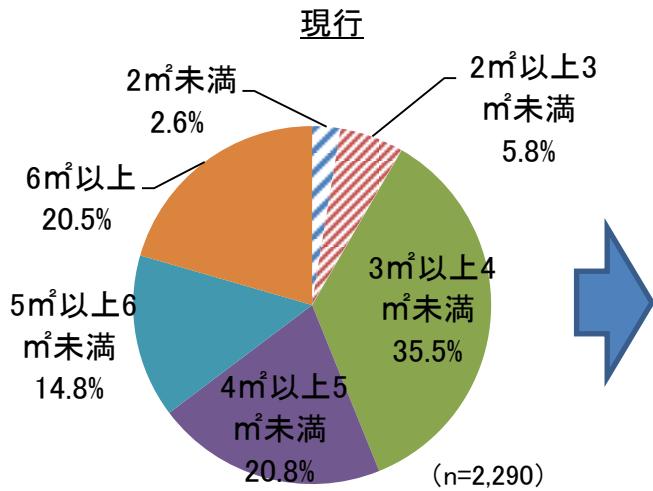
- ・ 現行の登録定員(25人以下)を引き上げてはどうか。

対応案

(下線部は前回(第111回)の議論を踏まえた修正箇所)

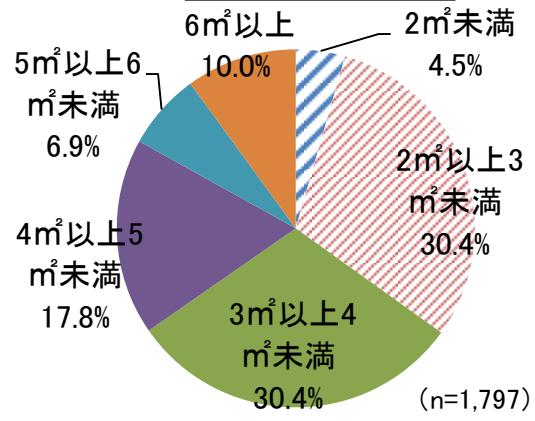
- ・ 小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- ・ 登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを認める。なお、「泊まり定員」については、利用実態等を踏まえ、現行のとおりとする。

(参考1)居間及び食堂の「通い」利用者1人あたり床面積



現に通い定員15人の事業所が

定員18人とした場合



(参考2)平均利用状況

登録者数(平均)	18.1人
1日あたり 通い利用者数	10.6人
1日あたり 泊まり利用者数	4.3人

(n=1,450)

論点3

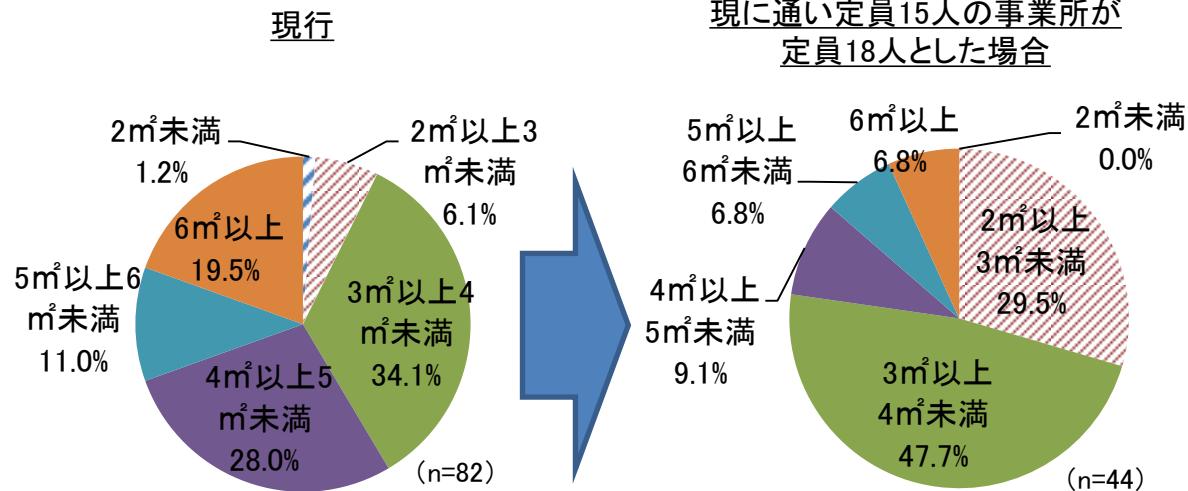
現行の登録定員「25人以下」を引き上げて「29人以下」としてはどうか。

対応案

(下線部は前回(第111回)の議論を踏まえた修正箇所)

- 複合型サービスは、地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- 現に事業を行う複合型サービス事業所が登録定員を拡大する場合には、「現に利用する者へのサービスの提供に支障を来さないよう、訪問サービスの提供など、必要な配慮を行うこと」を解釈通知に規定する。
- 登録定員が25人を超える指定複合型サービス事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを認める。なお、「泊まり定員」については、利用実態等を踏まえ、現行のとおりとする。

(参考1)居間及び食堂の「通い」利用者1人あたり床面積



(参考2)平均利用状況

(n=101)

登録者数(平均)	15.6人
1日あたり 通い利用者数	8.4人
1日あたり 泊まり利用者数	3.3人

【出典】(参考1)厚生労働省老健局調べ(平成25年度末)

(参考2)平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成26年度調査)「複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業」

(参考) 「自己評価」と「地域からの評価」のポイントとプロセス

【小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における評価のポイント】

- ◆全職員が自らを振り返り、自己評価を行うこと
- ◆自己評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い、共有すること
- ◆運営推進会議等で、自己評価の結果を報告し、かつ、地域からの意見をいただき、運営に反映させること
- ◆自己評価及び地域からの評価を毎年繰り返しながら、質の向上を図っていくこと
 - ⇒評価をスタッフ全員で行い、話し合うことでチーム作りになり、提供するサービス内容の“振り返り”になる
 - ⇒地域の方々の事業に対する理解が進む
 - ⇒地域からの評価を行う運営推進会議等に、行政や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が参加することで、客観性の担保と理解の促進につながる

【小規模多機能型居宅介護における評価のイメージ】

